



天満屋カード 天満屋カードタスカ 会員の皆様へ

保険サービスのご案内

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに自動付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払の可否は、普通保険約款および特約条項に基づきます。

引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社

海外旅行傷害保険 カードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。(旅行代金をカードでお支払いいただいた場合)

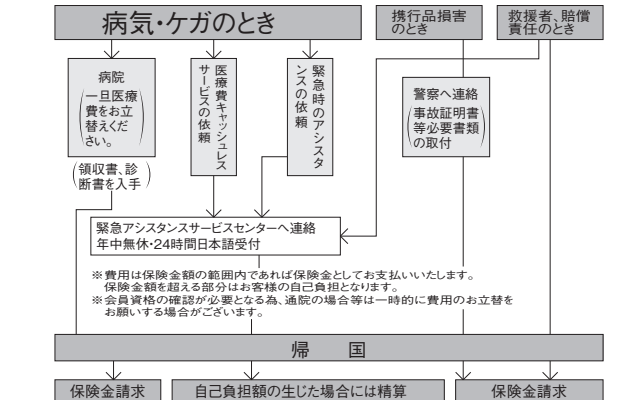
担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金額
死・後遺障害	被保険者が旅行期間中(注2)に偶発な事故により身体にケガを致し、そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に	注1)2,000万円 ①死亡された場合…2,000万円 ②後遺障害が生じた場合…後遺障害の程度に応じ 60万円~2,000万円
	③医師の治療を受けられた場合	50万円(1事故の限度額)(1疾病の限度額)
治療費用	被保険者が旅行期間中(注2)または旅行期間終了後48時間以内に発病した疾病が直接の原因で、旅行期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合	治療に要した次の費用のうち、現実に出された金額。 ●医師の診察費、処置費、手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●諸検査費、手術室費、職業看護婦費 ●入院費、入院できないやむを得ない事情により、ホテル等で医師の治療を受けた場合の客室料 ●病院までの緊急移送費 ●入院により必要となった次の費用(20万円限度) a)国際電話料等通信費 b)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度) など
	●旅行期間中に感染した所定の伝染病(注3)で旅行期間終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	

担保項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金額
携行品損害	被保険者が旅行期間中(注2)に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗難・破損・火災等の偶発な事故により損害を受けた場合 ★携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証、定期券、クレジットカード、入庫、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの、別送品は含みません。また危険なスポーツを行っている間のこれらの用具の損害については保険金は支払われません。	15万円(1旅行中かつ1年間(注4)の限度額) ●損害額から3,000円を控除した額 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし1組1対につき10万円を限度とします。航空券等の損害額は、事故後に元の券と同等の範囲内で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。旅券の損害額は、再発給または渡航書発給に要した手数料、最寄りに在外公館へ赴く交通費・発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。
	被保険者が旅行期間中(注2)に偶発な事故により、被保険者が他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	2,000万円(1事故の限度額) ●法律上支払うべき損害賠償金 ●求償権の行使や損害防止軽減のために必要有益な費用 ●被害者の応急手当等の緊急措置費用 ●書面による保険会社の同意を得て支出した訴訟費用 など
賠償責任	①救援対象者の死亡 a)旅行期間中(注2)のケガによる事故後180日以内の死亡 b)疾病による旅行期間中の死亡 c)旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後30日以内の死亡 ②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による救援対象者の7日間以上の継続入院 ③旅行期間中の救援対象者の山岳遭難、搭乗機・船舶の行方不明・遭難	100万円(1年間(注4)の限度額) ●現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ●現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限度) ●現地からの被保険者の移送費用 ●被保険者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度) ●救援者渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ●捜索救助費用 など
	●海外旅行傷害保険は、ご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発の旅行から対象となり、補償期間は1旅行につき最長3ヶ月で、ご旅行の都度適用されます。 ●海外クレジットカードをご利用される場合、現地で自動車保険にご加入することをおすすめします。(弊社のカード付帯の海外旅行傷害保険には、自動車運転に関する賠償事故等の賠償保険はついておりませんのでご注意ください。)	

注1)複数のクレジットカード(他社カード含む)付帯の傷害保険にご加入の場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されます。最も高い保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて控除した保険金をお支払いします。死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の保険に加入した場合、クレジットカード付帯に際して、各保険の保険金額に応じて、保険金をお支払われるべき損害額を控除して保険金をお支払いします。
注2)旅行期間とは以下の期間をいいます。
①日本を出発する以前に公共交通機関または公共交通機関を利用する旅行の料金をカードで支払った場合、あるいは日本を出発する以前にその予約を行い、料金をカードで支払った場合で、日本を出発してから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間
②日本からの出発後、公共交通機関を利用する旅行の料金をカードで支払った場合、あるいは日本からの出発後、その予約を行い、料金をカードで支払った場合で、(料金をカードで支払ってから3ヶ月後の午後12時までの旅行期間)
●①②とも会員資格が有効である期間中に料金を支払った場合に限ります。
●③は原則として適用されません。
注3)公共交通機関とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。(当該旅行のために利用するものに限ります)
注4)カードご加入日(会員がカード会社に登録された日)に相当する翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

海外でのアクシデントには

1. 保険金申請までの手順



※帰国後天満屋カード保険デスク(三井住友海上)0120-344-383・無料(9:15~17:00 年中無休)までご連絡ください。
※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2. 保険金請求に必要な書類

保険金種類	保険金種類						
	死亡 保険金	後遺 障害 保険金	治療 費用 保険金	救援者 費用	携行品 損害 保険金	賠償 責任 保険金	
現地で手配した書類	○	○	○	○	○	○	○
国内で手配した書類							
医師の診断書			○注1)			○注2)	
治療費の明細書・領収書			○			○注2)	
死亡診断書	○						
事故証明書	○	○	○	○	○		
支出を証明する書類							○
示談金領収書							○
示談金領収書							○
損害額を立証する書類							○
損害品目明細書							○
損害額を証明する書類							○
除籍簿	○						
委任状・戸籍謄本	○						
後遺障害診断書		○	○	○	○		
天満屋カード・天満屋タスカ(コピー)	○	○	○	○	○	○	○
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○	○
カードの利用を証明する書類	○	○	○	○	○	○	○

※○印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。
(注1)診断書は保険金お支払いの対象とはなりません。治療費が5万円以下の場合は原則として診断書の取付を省略できます。
(注2)対人賠償の保険金請求に必要となります。

日本語緊急援助サービス

三井住友海上の緊急アシスタンスサービス(年中無休・24時間・日本語受付・無料)

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に並び、各センターへお電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

本会員・家族会員以外のご家族の方は、原則アシスタンスサービスはご利用できません。

三井住友海上の緊急アシスタンスサービスは、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」「InternationalSOS社」「プレステージ・インターナショナル社」と提携して実施しております。

サービス内容

ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

- 医師・医療施設の紹介・案内
- 医療費キャッシュレスサービス
- 患者の医療施設への移送
- 患者の本国への移送
- 現地での医師の緊急派遣
- 医薬品類の緊急手配
- 通訳の紹介・手配

ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

- 現地でのご遺体の埋葬
- ご遺体の本国への移送

その他のアシスタンス

- 救援者の運搬・宿泊手配
- 遭難された場合の捜索・救助

法律上のアシスタンス

- 弁護士を紹介・手配など

(注)本サービスのご利用は、事前のご連絡が必要です。

サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、本カード海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手料料を自己負担していただきます。
- 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

ご連絡先

- お客さまのご滞在地域により、それぞれ本頁下段の電話番号におかけください。通話料無料でおかけになれます。(★はコレクトコールでおかけください。)

緊急アシスタンスサービスセンター一覧

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。(★はコレクトコールでおかけください。)

ご滞在地	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-300-3931
カナダ	1-877-791-2147
ブラジル	0800-892-3138
メキシコ	001-800-514-6615
中国(北部)	10800-813-2784
中国(南部)	10800-481-2967
香港	800-905-123
台湾	0801-814653
韓国	00798-817-1701
シンガポール	800-810-2355
インド	000-800-1007-806
インドネシア	001-803-00811-303
タイ	001-800-814-5145
フィリピン	1-800-1-816-0280
マレーシア	1-800-81-5069
オーストラリア	1-800-096-539
ニュージーランド	0800-880-301
イギリス	0808-234-3799

ご滞在地	電話番号
イタリア	800-789644
オーストリア	0800-296-202
オランダ	0800-022-8267
ギリシャ	00-800-161-2206-6596
スイス	0800-83-8151
スペイン	900-9-581-72
ドイツ	0800-1812395
フランス	0800-918-494
南アフリカ	0-800-983-172
ロシア	810-800-2056-4081
上記以外の地域または無料電話がご利用いただけない場合	81-18-888-9998★

★はコレクトコールでおかけください。

※中国北部…華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省) 中国南部…上記以外(上海市、重慶市等)

※滞在地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用にできない場合や、ホテル等客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合せ

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

0120-344-383 (無料)

天満屋カード保険デスク(三井住友海上)まで

受付時間/9:15~17:00 年中無休

海外からの事故受付・ご相談は 国識別番号 地域番号 地域内番号
三井住友海上ライン(秋田) 81 - 18 - 803 - 0335
(オペレーターを通して、コレクトコールをお申し込みください。)